

別送書類一覧（建設工事）

入札参加資格申請データを入力・送信後、到達確認画面から「別送書類送付書」を印刷し、「別送書類送付票」を郵送する封筒に貼り、(1)に記載する書類各1部を「別送書類送付書」とともに、(2)に記載する提出期日までに郵送してください。

別送書類（各種証明書等）は、入札参加資格申請日において、発行日より3か月以内のものに限ります（鮮明であれば写し可）。

(1) 提出する書類等

ア あいち電子調達共同システム（CALS/EC）に参加している自治体との共通審査項目に関する書類

申請先自治体の中から、代表して入札参加資格申請要件を審査する自治体（以下「代表審査自治体」という。）が申請画面で示されますので、その自治体が審査を行うこととなります。

書類名	摘要	
別送書類送付書	代表審査自治体が大府市の場合	あいち電子調達共同システム（CALS/EC）から印刷したもの※以下の書類で提出する書類が無い場合は不要
納税証明書 （国税）	代表審査自治体が大府市の場合	納税証明書（「その3の2」又は「その3の3」 ・法人の方「その3の3」 ・個人の方「その3の2」 （本店所在地を管轄する税務署（窓口又はオンライン）で交付を受けることができます。）
	代表審査自治体が大府市以外の場合	上記の書類を申請画面で表示された代表審査自治体に郵送してください。
納税証明書 （県税）	代表審査自治体为爱知県の場合	提出書類は不要です。入札参加資格申請時に入力した課税番号で愛知県が確認します。 ※ ただし、納税状況が確認できない場合は、愛知県県税事務所発行の納税証明書を求めることがあります。
	代表審査自治体が大府市の場合	以下のいずれかの書類を申請画面で表示された代表審査自治体に郵送してください。 ・愛知県県税事務所が発行した納税証明書（未納税額がないこと用） ・愛知県に納税義務がないときは、「愛知県税の納税義務がないことの申出書」 【参考】ポータルサイト〈操作手引書／チュートリアル〉－「参考資料」－「入札参加資格申請の手引き」－「4.4 愛知県税に納税義務がないことの申出書」
	代表審査自治体その他の場合	上記の書類を申請画面で表示された代表審査自治体に郵送してください。

イ 大府市が独自に設定する要件に関する書類

書類名	摘要	
社会保険届出を確認できる書類	最新の経営事項審査結果通知書において、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」欄が「有」又は「除外」になっている場合	提出書類は不要です
	最新の経営事項審査結果通知書において、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」欄が「無」になっている場合	以下のいずれかの書類を提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・直近1月分の社会保険料の領収書の写し ・健康保険組合に加入している場合は、健康保険組合の保険料の領収書及び厚生年金保険の領収書の写し ・標準報酬決定通知書の写し ・社会保険料納入証明書 ・健康保険・厚生年金保険新規適用届（事業主控）の写し（納入実績がない場合） ・届出の義務がない場合は、別紙様式
雇用保険届出を確認できる書類	最新の経営事項審査結果通知書において、「雇用保険加入の有無」欄が「有」又は「除外」になっている場合	提出書類は不要です。
	最新の経営事項審査結果通知書において、「雇用保険加入の有無」欄が「無」になっている場合	労働保険概算・確定保険料申告書（事業主控）の写し及び以下のいずれかの書類を提出してください（直近のもの）。 <ul style="list-style-type: none"> ・直近の雇用保険料の領収書の写し（分割納付の場合は直近の1回分） ・公共職業安定所の発行する労働保険概算保険料の納入証明書 ※ただし、労働保険に関する事務処理を労働保険事務組合に委託している場合は、労働保険事務組合発行の労働保険料等納入通知書の写し及び労働事務組合発行の保険料の領収書の写しを提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・届出の義務がない場合は、別紙様式 ※労働保険には「雇用保険」と「労災保険」があります。必ず「雇用保険」の加入状況がわかる書類を提出してください。

大府市税については、市において未納がないことを確認しますので不要です。

なお、大府市以外の申請先自治体が必要とする別送書類は、入札参加資格申請の入力内容を送信後の到達確認画面または操作手引書（ポータルサイト掲載）で確認できます。

【参考】ポータルサイト－〈操作手引書/チュートリアル〉－「参考資料」－「入札参加資格申請の手引き」－「4. 1 建設工事」

(2) 提出期日

ア 定時受付

入札参加資格申請データの送信日から7日以内必着。データ送信日と同日の発送にご協力ください。

ただし、最終提出期限は、令和6年2月22日（木）必着。

イ 随時受付

入札参加資格申請データ送信日から7日以内必着。データ送信日と同日の発送にご協力ください。

なお、データ送信日から7日以内に別送書類の提出がない場合は、不受理となる場合があります。

※ 上記ア、イの提出期日の最終日が日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの間にあたる場合は、その日以後の最初の平日とします。

【注意】

入札参加資格申請データを入力後、送信すると内容の修正ができません。入札参加資格申請の入力内容を十分確認した上で、送信してください。特に定時受付期間中は、令和6・7年度定時受付及び令和4・5年度随時受付の申請の取下げができませんので注意してください。

(3) 提出先

郵便番号 474-8701

愛知県大府市中央町五丁目70番地

大府市役所 行政管理課 契約係

大府市長 殿

住 所
事業所名
代表者職氏名 印

下記理由により、社会保険・雇用保険の届出義務のないことを申し出ます。

(社会保険)

- 従業員 5 人未満の個人事業所であるため。
- 従業員 5 人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所であるため。
- その他の理由

(「その他の理由」を選択した場合)

年 月 日、関係機関()に問い合わせを行い、判断しました。

(雇用保険)

- 役員のための法人又は個人事業主のための事業所であるため。
- 使用する労働者の全てが別表の「被保険者にならない者」の「番号： 」に該当するため。
- その他の理由

(「その他の理由」を選択した場合)

年 月 日、関係機関()に問い合わせを行い、判断しました。

別紙様式別表

<雇用保険の被保険者になる者・ならない者の具体例>

番号	区分	被保険者になる者	被保険者にならない者
1	短時間就労者 (パートタイマー) 派遣労働者	<p>正社員等の者と同じく、次の2つの要件とともに満たせば被保険者となります。</p> <p>① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること。</p> <p>② 31日以上の雇用見込みがあること</p>	<p>左記①または②のいずれかの要件を満たさない場合は、被保険者となりません。</p>
2	学生・生徒	<p>昼間学生であっても、次に掲げる方は被保険者となります。</p> <p>① 卒業見込証明書を有する者であって、卒業前に就職し、卒業後も引き続き同一事業所に勤務する予定の者。</p> <p>② 休学中の者。</p> <p>③ 事業主の命により又は、事業主の承認を受け(雇用関係を存続したまま)大学院等に在学する者。</p> <p>④ 一定の出席日数を課程終了の要件としない学校に在学する者であって、当該事業において、同種の業務に従事する他の労働者と同様に勤務し得ると認められる者。</p>	<p>学生・生徒等で、通信教育を受けている者・大学の夜間学部・高等学校の夜間又は定時制課程の者等以外の者(左記①から④に該当する者は除く)については、適用事業に雇用されても被保険者となりません。</p>

3	法人の取締役及び合名会社等の社員、監査役、協同組合等の社員 又は財団の役員等	株式会社等の取締役、合同会社等の社員は原則として被保険者となりませんが、同時に部長・支店長・工場長等会社の従業員としての身分も有している(=兼務役員)場合であって、就労実態や給料支払などの面からみて労働者的性格が強く、雇用関係が明確に存在している場合に限り、被保険者となります。(この場合、就業規則・登記事項証明書・賃金台帳・雇用契約書等の関係書類等の提出が必要となります。)	左記の区分に記載された法人等(以下「法人等」という。)の代表者(会長・代表取締役社長・代表社員等)は被保険者となりません。 また、法人等の役員等(取締役・執行役員・監査役等)についても、原則として被保険者となりません。
4	2以上の適用事業主に雇用される者	例えば在籍出向の場合など、その者の生計を維持するのに必要な主たる賃金を受ける事業所において被保険者となります。	従たる賃金を受ける事業所においては被保険者となりません(二重の資格取得はできません。)
5	試用期間中の者	本採用決定前の試用期間中であっても、雇用関係が存在し、適用要件を満たした就労であれば被保険者となります。	
6	長期欠勤者	賃金の支払を受けていなくても、雇用関係が存続する限り被保険者となります。	

7	在日外国人	<p>日本国に在住し、就労する外国人は、国籍（無国籍を含む。）を問わず、日本人と同様に適用要件を満たした就労であれば被保険者となります。</p> <p>外国人技能実習生も適用要件を満たした就労であれば、被保険者となります。</p>	<p>外国公務員および外国の失業補償制度の適用を受けていることが立証された者、ワーキングホリデー制度による入国者及び留学生（昼間学生）は被保険者となりません。</p> <p>左記の被保険者となる外国人技能実習生であっても、入国当初に雇用契約に基づかない講習（座学（見学を含む。）により実施され、実習実施期間の工場の生産ライン等商品を生産するための施設における機械操作教育や安全衛生教育は含まれない。）が行われる場合には、被保険者となりません。</p>
8	事業主と同居の親族	<p>次のいずれにも該当する場合に限り、被保険者となる場合があります。</p> <p>① 業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること。</p> <p>② 就業の実態が当該事業所における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。具体的には、始業・終業の時刻、休憩時間、休日、休暇、賃金の決定・計算・支払方法・締切・支払いの時期などが、就業規則その他これに準ずるものに定められ、その管理が他の労働者と同様になされていること。</p> <p>③ 事業主と利益を一にする地位（取締役等）にないこと。</p>	<p>個人事業の事業主（実質的に代表者の個人事業と同様と認められる法人を含む。）と同居している親族は、原則として被保険者となりません。</p> <p>ただし、左記の①～③のいずれにも該当する場合に限り、被保険者となる場合があります。</p>

9	<p>在宅勤務者 ※労働日の全部またはその大部分について事業所への出勤が免除され、かつ、自己の住所で勤務することを常とする者</p>	<p>事業所勤務と同一の就業規則等の諸規定（その性質上在宅勤務者に適用できない条項を除く。）が適用され、次の5つの要件をすべて満たせば被保険者となります。</p> <p>① 指揮監督系統が明確なこと。 ② 拘束時間等が明確なこと。 ③ 各日の始業・終業時刻等の勤務時間管理が可能なこと。 ④ 報酬が、勤務した時間または時間を基礎としていること。 ⑤ 請負・委任的でないこと。</p>	<p>左記の5つの要件をすべて満たさなければ、被保険者となりません。</p>
10	<p>国外で就労する者</p>	<p>出張や海外支店等への転勤によって国外で働く場合、海外の現地法人等へ出向する場合には、国内の出向元との雇用関係が継続している限り被保険者となります。</p>	<p>海外で現地採用される者は、被保険者となりません。</p>

(出典) 愛知労働局発行「雇用保険のしおり(令和5年9月)」